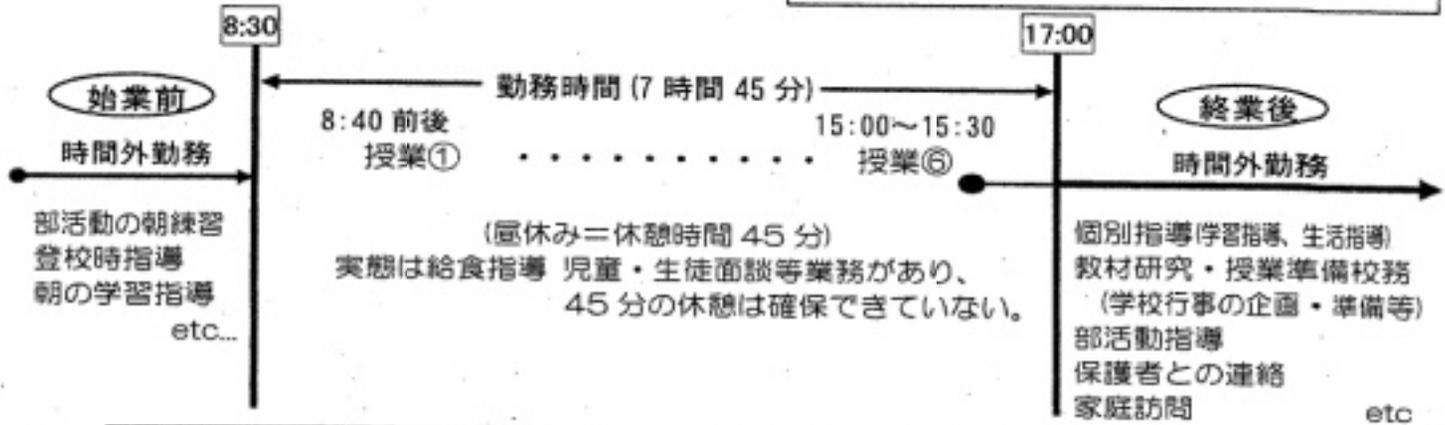


高石市 泉北教組の要求が実現しました 職員室にメッセージ電話設置

I 学校の勤務時間とおもな業務



各学校の勤務状況をご理解ください

- ◇ 教職員の勤務時間は、8:30 から 17:00 です。
- ◇ 昼休みなどの休憩時間にも、給食指導、児童・生徒面談などを行っています。
- ◇ 勤務時間の開始前に登校指導や学習指導を行い、勤務時間の終了後にも個別指導や部活動指導などを行っています。これらは、すべて時間外勤務に当たります。

平日1日平均4時間以上の時間外勤務は、平日だけでいわゆる「過労死ライン」(月の時間外勤務時間80時間)に相当します。
この場合で見ると、おおよそ20時30分まで勤務すると、放課後の時間外勤務時間だけで、過労死ラインに達することになります。

高石市教育委員会の保護者宛「お願い」文書より



和泉市の小・中学校、忠岡中学校に続き、高石市でも小・中学校に「メッセージ電話」が3月25日より導入されます。メッセージ電話は、平日の夜間や休日に学校へかかってきた電話に対し、応答メッセージが流れるもので、泉北教組から各地教委に設置を要望しているものです。

上記の資料は、高石市教育委員会が、保護者などにあてた「お知らせとご協力をお願い」プリントの裏面に「教職員の働き方改革の実施に当たって」として掲載しているものの一部です。

高石市では今年度より「タッチパネル」方式の「勤務時間管理」が行われた結果、時間外勤務時間が80時間を超える教職員が多数いることが判明しました。

女性部【育児・介護・健康アンケート】

泉北教組女性部では、女性教職員を対象に『育児や介護、健康に関するアンケート』を20年10月に実施し、70名から回答をいただきました。その報告の第4回です。

4 介護のための制度

介護のための制度は、配偶者・2親等内の親族(父母・祖父母など)などが、入院・在宅にかかわらず、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある場合やリハビリテーションその他病状の回復に必要な場合などにとることができます。

- (1) 職場で昨年度、介護休暇を取得された方はいらっしゃいますか。
はい17名、いいえ48名、分からない15名、未記入10名
- (2) 3年以内に、介護に関わる休暇を取得されましたか。
はい13名、いいえ60名、未記入7名
- (3) (2)で「はい」と答えられた方にお聞きします。どの制度を取得されましたか。
ア 介護休暇(被介護人が介護を必要とする一の状態が継続する状態ごとに4回、180日が限度。給与は無給。120日分までは、互助組合と共済組合から合わせて60%の休業手当金が出ます) 1名。
イ 短期の介護休暇(2親等以内の被介護人の介護・世話をを行う場合、年5日取得できます。被介護人が2人以上の場合は10日。時間単位もOK) 2名。

他にも以下のような制度があります。

- ・介護欠勤(年30回。1回につき1日、または必要な時間。給与は減額となりますが、共済組合や互助組合から給料月額の60%が支給。代替措置はなし)
- ・介護のための早出遅出勤務(15分単位で勤務時間を早出・遅出に設定できる)

泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！